

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成29年4月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 届出者名

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順

MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

気仙沼モール

気仙沼市字赤岩石兜38番地

### 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社デンコードー 代表取締役 井上 恵右

名取市上余田字千刈田308番地

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順

札幌市東区北24条東20丁目1番21号

MXモバイルリング株式会社 代表取締役 阿部 達也

東京都江東区豊洲三丁目2番24号

### 4 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 4,710.12㎡

(変更後) 4,667.96㎡

### 5 変更の年月日

平成29年4月1日

### 6 届出年月日

平成29年3月17日

### 7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所

### 8 縦覧期間

平成29年4月5日から平成29年8月7日まで（ただし、閉庁日を除く。）

### 9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」  
(経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。